

第4回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年3月6日（土）

午後2時25分から

会場：三和村スポーツセンター体育室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
	柿崎町	柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議員	俵木達	
	頸城村	頸城村議会議長	渡邊威	
	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	欠席
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎	
	名立町	名立町議会議会運営委員会委員長	畑虎夫	
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松研	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木康博	
	大潟町	大潟町商工会長	西田行男	
	頸城村	頸城村商工会副会長	上野學	
	吉川町	吉川町商工会長	荻谷賢一	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	欠席
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	
共通	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤清		

議 題

1 審議

(1) 特例措置の期間について

2 その他

午後2時25分 開会

○宮腰英武委員長 それでは、引き続きご苦労さんでございます。ただいまから第4回議会の議員の定

数及び任期の取扱いに関する小委員会を開会いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日は、委員 29 名のうち 27 名のご出席でありますので、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により、大潟町の依木委員、頸城村の渡邊委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

○

#### 1 審議 (1) 特例措置の期間について

○宮腰英武委員長 それでは、今回は前回の小委員会での審議を踏まえまして、再度それぞれの市町村に持ち帰り、妥協点等について検討していただいたと、こんなふうに思っております。そこで、まず市町村のご意見を出していただき、それをもとに審議を行いたいと、このように考えておりますが、それでよろしいでしょうか。特にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 異議なければ、そのように進めさせていただきたいと思います。

前回までの第 3 回まで、いろいろとご審議いただいたわけですが、特例措置の期間についての審議ということで、編入する上越市の提案と編入される 13 町村の提案、これが平行線をたどっておりまして、いろいろと前回の第 3 回の会議では出されたいろいろの問題につきまして、提案されたことにつきまして持ち帰って、もう一度検討してみると、こういうようなことではございました。上越市の方では、基本的には一体化をなるべく早くする。それから、経費の問題とか、都市内分権の問題、これらをセットとして考えているので、特例措置期間は 1 回で済ませると、こういうことではございますし、一方 13 町村の提案につきましては、いろいろと住民の不安を解消して、努力しながら、次に穏やかに移行するためには一般選挙、増員選挙含めて 7 年 3 カ月は法律でも認めているので、ぜひその方をお願いしたいと、それを採用したいということではございます。このことについて、あくまで対立して平行線のままではございましたので、皆さんの方で町村へお持ち帰りいただいて、それぞれまた再度ご審議していただいたものと思いますので、それぞれのお立場でご発言いただきたい、こんなふうに思いますが、どうでしょうか。

それでは、石平委員さん、お願いします。

○石平春彦委員 これまでのいろいろなこの小委員会の中でのご協議、そして私ども以外の町村の皆さん方のいろいろなご意見もしっかりとお受けする中で、前回の小委員会後に再度我が上越市議会の中で慎重な協議をさせていただきました。いろいろな意見は、いろいろとあります、幾つかの意見は出ておりますけれども、その中で何とか折り合いをつけることができないかという形の中で歩み寄ることを考えるべきであるという、私どもなりの歩み寄りという意味合いでの形をまとめてまいりました。このことが皆さん方にとってどういう意味合いを持つかというのは、また皆さん方からお考えをいただきたいと思いますが、いずれにしても私どものこの間の数を重ねた上越市の中の考え方、そして協議、その中で最大限の歩み寄りの考え方であるということの中でお聞き取りをいただければ幸いです。このように思っているところでございます。それは今からちょっと申し上げますが、それからこれはもちろん議会の中で協議をした上で理事者側と調整をいたしまして、したがってきょうは議会という意味合いを超えて、上越市としての考え方であるということをお認めいただきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、最大限の歩み寄りという意味合いでこのような形を提案といいますか、申し上げたいと思います。それは、特例については 1 回で整理をしていただきたいということではございます。今までは、合併協議という形になじまないのではないかという意味合いもありまして、1 回か 2 回かという形の論議だけで済ませてきたわけではございますが、ここは特例後のあり方も考えておくことを含めて、全体として将来に向けて一つの経過措置というものも考えていく必要があるのではないかと、このことでは特例後の一般選挙、最初の一般選挙については定数を上限の 38 とするという、それから選

挙の方法でございますけれども、ブロックによる選挙区を設ける方式を含め、幅を持たせて検討をすると、大きくくりとしてそのような形をとったらいかがなものかという考え方にまとまったわけでございます。

解説めいたことを若干ちょっと申し上げますが、現在 34 人の法定数の中で上越市議会は 30 名をとっております。合併をいたしますと 21 万人をちょっと超えるという人口でありますので、20 万以上 30 万未満の法定数で 38 以内と、こういうことになるわけですが、現状の例を一応踏襲すると思えますと、多くても 34、あるいは 21 万というのは 20 万から 30 万の間では最低の人口レベルでありますので、34 よりも低いか、このまま改正をしないとしますと 30 でいくというのが成り行きでございます。そういう状況も一つは一方にありながら、そういう中で第 1 回、最初の一般選挙については 38 を上限とするということを確認をしたらよろしいのではないかとということと、一票の格差という形もこれは最小限にとどめなければならないという一方では選挙の公平性ということもありますし、もう一方ではやはり皆さん方からこの間いろいろ出されておりますように、各町村なり地域の実情というものの考え方に基づいて、将来に向けてある程度スムーズに移行できるような方向性をとるとということからいたしますと、やはりある町村を越えた、しかも地域性を考慮した、配慮した形ということになるとブロックということになるのではないかと。そういうことを考えますと、特例、そしてブロックによる選挙区を設ける、そして最終的に一般選挙と、こういうことになりまして、いわゆるソフトランディングという意味合いからも一つ一つステップが踏めるのではないかと。こういういろいろな考え方のもとに最大限やはり歩み寄りをすべきだという形の中で、1 か 2 かという話ではなくて、そういうことを皆さんに提案したらいかがかということで、上越市としては一つの提案の方向にまとまったということでございます。

前回は、そういう意見も若干ありますということをお知らせしましたが、前回と決定的に違うことは、ここまで私ども流に言いますと、全体としてそのような考え方で皆さん方にお伝えをして歩み寄りの姿勢を示しているということについて、ここはやはり前回と違っているというふうに私ども考えておりますし、ぜひそういう方向で皆さん方からお考えをいただきたいと、このように思っているところでございます。細部についての考え方を統一しているわけではございませんので、私の範囲の中で答えられるかどうかわかりませんが、皆さん方からもしご質問があれば、限定的な話になるかと思っておりますが、お答えをすることにしたいと思います。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 どうもありがとうございました。

今ほど石平委員から今論点になっております特例措置の期間に関連した発言がございました。この今ほどの上越市の発言に対して何かご質問、あるいはご意見ございましたら発言をお願いいたします。何かご質問ございませんでしょうか。特例を 1 回で整理して、特例後のあり方についていろいろ提案されました。それについて皆さんの方でご意見ございましたら承りたいと思っております。前々からお話ございましたように地域の声が届かないのではないか、議員がいなくなった場合にです。そういうことを非常に懸念された発言がございました。それで、そのためには特例の 1 回限りでは急激な変化というものがある、なかなか地域の声、住民の声が届かないというようなことで、前々から地域の実情に沿ったスムーズな移行というのが必要ではないかと。つまりソフトランディングといったようなお話いただきましたが、そういうことを考えた場合に地域性というものを考慮してある程度選挙区を設け、ブロック制にするか、町村単位にするか、それは今後のお話ですけれども、そういったものを継続して採用すると。それは、とにかく地域の実情に合った問題であり、また一票の格差という公平性の面からも妥当ではないかと、こういうご提案でございました。

どうぞ。

○石平春彦委員 委員長のまとめの中でちょっと違うんです。それは、ブロックか町村かということの選択肢は私ども持っておりません。少なくとも一票の格差ということ、一方で公平性を最大限尊重するというのも一つありますので、そういう意味ではブロックによる選挙区ということの考え方で

ございまして、そういうくり方として私どもは提案をさせていただいたところでありますので、そこはちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

○宮腰英武委員長 わかりました。今のお話のように公平性という、あるいは一票の格差ということ考えた場合に、今のお話のようにブロックによる選挙区というものを採用してはどうかと、こういうお話でございます。

八木委員さん。

○八木一郎委員 今石平議長は一票の格差と、住民から見るとのご発言がありましたが、実は今まで編入をされる全町村を見ますと、12名から約18名ぐらいの議員がそれぞれの町村にみんなおられたわけです。それが最低のところは1名ということになりますと、格差の問題ではなくて、むしろ我々郡部の問題からすれば民主主義の問題だというふうに私は理解をしています。いわゆる代弁者は最低1人しかいないんです。そうしますと、もし仮に一拳にさっき言ったような切りかえをやられた場合に、全然議員がいなくなる町村がありますということになりますと、その町村でだれがやっぱり住民の意見を代弁していくのかということになるわけです。だから、格差の前の問題として我々は民主主義の保障がなくなってしまうというところがやっぱり一番心配な箇所なんです。したがって、この前申し上げたように、いわゆる石平さんの今の案といいますが、お示しになりました、これは我々としてはちょっといただけません。増員選挙、一般選挙を含めて7年3カ月というやっぱり民主主義の保障が我々は必要なんだと。その間にいわゆる住民の不安を取り除き、いろんな障害の問題を淘汰をしていくというような努力がやっぱり地域において一つは必要だという期間が大体7年あれば終わるのではないのかと、選挙の区切りとして。そういう意味で問題を出しているわけですから、ぜひひとつそこらをご理解をいただきたいと、こう思っています。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

このブロック制ということについて何か大潟町さんでこの前取り下げられたんですけど、そういうご意見もございました。その件について何かございませんでしょうか。

依木委員さん。

○依木達委員 大潟町の依木です。大潟町といたしましてはブロック案を提案した建前上、私は石平案については大いに評価したいと、こう思っております。地域代表が必ずや小さな町村も地域代表をかち取ることが私はそのことによってできると、こう思っておりますので、この案をできれば詳細にひとつ各町村からの代表でも出て、検討して、実のあるものにつくり上げていった方が、今この小委員会におきましては議論が千日手になっておるわけでございますので、何か一つの光を見出した方が私はいいんじゃないかと、こう思っております。

○宮腰英武委員長 大潟町さんからこのようなご意見いただきましたが、何かこれについて。

どうぞ、お願いします、小関委員さん。

○小関信夫委員 大潟は大潟なりに検討されたんでしょうけれども、私も先回発言したんですが、この14市町村という大きな合併の中で、定数だけの問題で云々というのは私はないと思うんです。今吉川の八木議長さんが発言されたように、やはり一般的には法律でも認められた2回の特例措置というのは13町村は当たり前だというふうに思ってきたというふうに私は思うんです。この14市町村の合併の中で、選挙制度については特例措置を2回できると。それが前提条件でもって各町村で論議してきたというふうに、私もそう思っています。そういう中で例えばこれからの各町村の場合は、今論議になってどういう形が出るかわかりませんが、地域事業の関係やら、共通事業の関係だって、けんけんごうごうの論議じゃないですか。だから、そういうことを考えた場合、果たして3年でもっていいのかどうか。私は本当にやっぱり八木さんが言ったような形で、そういった各地域、この周辺地域なんか特に私はそういう心配があると思うんです。ちょっと脱線するかもしれませんが、そういうふうに発言すると、上越市全体で考えると確かにそれはそうなんです。一体性で考えるべきなんだけれども、その裏にはやはり柿崎もこの間町名、字名のアンケートをとったんですけども、それ

とあわせてこの市町村合併についての町民の意見が出て、整理されて、この3月議会に資料として出されましたけども、先回と全然違う内容がやっぱり出ています。そういった意味で、じゃそのことをだれが責任持って住民にやるかとなれば、今のこの制度の中ではやはり議会が相当ウエートを占めると思うんです。そういう状況も一つは考えていくなれば、いろいろ財政の問題云々というふうに言われるかもしれないけれども、やはり7年3カ月ぐらいなのは、そこそこの住民の人もそういったいろんな問題点を出しているわけだから、整理というか、何だか納得のいくような、納得いくかどうかは別としても、1回でやめるよりも納得のいくような方向が出るんだろうと、私はそう思いますけど。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、渡邊委員さん。

○渡邊威委員 頸城の渡邊です。この小委員会で第2回目のときにそれぞれ上越の方、それから大潟さん、そして残った我々12町村がどうして3年3カ月いいの、またどうしてブロック制がいいの、そしてまた7年3カ月がどうしていいのかという理由をそれぞれ申し述べまして話し合いをしたわけでありまして。今石平議長から新しい提案があったわけでありまして、現在この14市町村の議員定数はいつも言われておりますように224名あるわけでありまして。上越市さんが30人、それから13町村の定数が194人ということになっております。そうした中でいろいろと今まででも話があったわけでありまして、13町村、非常に上越市も広いですけども、面積的には非常に広くなるわけでありまして、2回目にお話ししましたように住民としましてはいろんな心配、それから不安がたくさんあるわけでありまして、この194人が増員選挙によって18人になるわけでありまして、10分の1になってしまうわけでありまして、議員数が。そういったことを考えますと、そういうことのために、それ以外にもありますが、私も頸城村といたしましてはぜひ増員選挙の18名を7年3カ月持ちたいということで今までやってきたわけでありまして。新しい提案をされましたので、また持ち帰りまして、当然のこと議会でも検討はいたしますが、今のところ7年3カ月ということで主張させていただきたいと思っております。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ、坪野委員さん。

○坪野要治委員 浦川原の坪野です。私のところも浦川原村でありますけれども、当初から合併の話が持ち上がった時点から、この特例措置が2回あるということの中で住民の皆さん、あるいはまた議会等ご理解をいただきながらこの合併に向けての協議をしてきたわけでありまして、今の時点でもちろん上越市の方からご提案がありましたから、検討はいたしますけれども、今まで申し上げたことは2回であると、特例措置2回でいきたいというのは強い願いであり、またお願いでもあるということをお願いしたいと思います。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

まだご発言いただけない町村ございましたら、住民代表の方、本当はいいんですけど。

どうぞ。

○武田正一委員 牧村の武田ですが、我々も特例の最高目いっぱいということは全然変わりありません。その理由は、上越市と合併した場合、総体的に見て我々は極端的な中山間地にいます、牧村は。だけど、上越市から今度合併した例えば海岸沿線を考えても、非常に今までの上越市じゃなくて、柿崎町から名立までという、この保安関係も含めても守る。だれがその意見を言うのか。10年、20年後を考えたら、やはり議員が出ていなかったら、その地域の意見を述べる場所が少なくなると。合併してよかったと言える、その道つけというのはやはり最高年度7年、平成24年までの間をどんなことをしても貫いてこいというのは我々の地域の意見です。ただ、そういう議員が少なくなったということだけは、これは地域審議会のところで言っても、意見はそこまで上がってこないと思うんです。だから、我々は何としても特例を目いっぱいということには至って変わりません。

○宮腰英武委員長 先ほど大潟町さんからブロック制による選挙区を採用することによってその地域の声が聞かれないということについては、やっぱり地域の代表ということがそれから出していただけるんでないかと、こういうご意見もありますし、この前プリントいただきました、ご提案いただきました大潟町さんのブロック制についてのご提案につきまして、それらにつきまして何かご意見等ありましたらお願いしたいと思いますし、またここには町村の議長さん始め各町村の住民代表の方、合併推進委員会とか、その他の代表の方も町村代表としておいでいただいております。また、そういう住民の方々のご意見、ほとんど変わらないと思いますけれども、中には経費の問題、38人を48人にした場合3億数千万円というお金がかかるというようなこと、大潟町さんもそれ指摘されております。そんなことを含めて、住民の声がブロック制では聞こえないのか、生かされないのか、経費の問題はどうなのか、その辺も含めて皆さんのご意見ありましたらお聞かせいただきたいと、こんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。私ご発言をずっとどなたが何回発言されたか全部記録して、全部その詳細読んでおり、特に住民代表の方々からご発言いただければ大変幸せなんです。

どうぞ。

○荻谷賢一委員 吉川の荻谷でございます。先ほど上越の石平さんの方から48名から38名というブロック制という提案があったわけですが、38名になるといって、ややもするといつと議員の出ない町村も出てくるのではなからうかと、そんなふうに感ずるわけでございます。また、そういうものの中でもって、多くの声を聞くということが果たしてできるのか。私はやはり2回の特例措置があるわけでございますから、それを目いっぱいひとつ使っていただいて、そして多くの人より多くの場所を見ていただいて、そして多くのことを聞いて、住民の皆様に安心を与えていただきたい。それが本当の議員の進む道ではなからうかと、そんなふうに思っているわけでございます。よって、2回の特例措置をとることをお願いしたいと、そんなふうに思います。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

この前の回に、この会の運営につきまして委員長と副委員長で相談してひとつ案を出せと、こういうふうなお話でございました。いろいろと副委員長さん、事務局とご相談いたしまして、今いろいろとこの議会の期間の問題につきましてご審議いただいているわけですが、お持ち帰りいただいて、また町村の皆さんにそれぞれご説明して、納得していただかなきゃならない。つまり説明責任がこの委員の皆さんにはおありなわけです。そのためには、十分議論を尽くして、それならばいいと、そういうお互いに納得して初めてこの協議が成立すると、私はそんなふうに思っております。前回はお互いに説明責任があるんで、どうしてそういったことが言えるのか、そういう結論になったのか、その辺を十分議論していただきたい、こんなふうにご提案いたしまして、皆さんからそれでよろしいということでご納得いただいた経緯がございます。そんなことで、7年の場合はいろいろ問題点もありますし、1回の場合もいろいろ問題点があります、3年3カ月。そこで、平行線でいったんでは、いつまでたたって切りがつかないわけです。それで、今上越市の方からご提案いただいたわけですが、これにつきまして今いろいろとご意見をいただいているわけですが、いろいろとまだ問題点も今お話しいただきました荻谷さん、いろいろございますけど、そういうお話ございましたら、また出していただきたいと、こんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○八木康博委員 柿崎町の八木と申します。私の立場は、この会には商工業者の代表ということで出席をさせていただいていると思っております。その立場からちょっとお願いやら、ご意見ということをお願いしたいと思っておりますが、まず私たち上越市を中心とします商工業の実態見ますと、上越市には大型店がたくさんできておりまして、その吸引力は今でも強力なものがございます。そういう状況の中にありまして、合併という事実ができますと、ますます周辺部からの上越市への一極集中と言ったらいいんでしょうか、そういう吸引力が加速がつくのでないかというふうに思えるのが一般的ではないかと思っております。そんなような状況を踏まえまして、合併ということになりますと、ますます周辺部の悲哀と言ったらいいんでしょうか、精神は対等、平等だよということをおっしゃっておられます

が、周辺部の悲哀というものは必ず表面化してくると思います。そんな状況の中ありますので、議員さんの定数におきまして3年3カ月ではなしに、もう4年プラスをしていただきまして、これは法律でも認められているところでございますので、その辺の悲哀といいますか、その辺を少しでも緩和するために7年3カ月というものを認めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど上越市さんの方からご提案がございましたが、ブロック制というお話でございましたが、これは2回ほど前でしょうか、大潟町さんの方からご提案がございました、その案とほぼ同じなのかどうか、その辺ちょっとお聞きいたしたいと思いますが。

○宮腰英武委員長 それでは、石平委員さん、お願いします。

○石平春彦委員 上越市の論議の中で今現在といたしましては、先ほど申し上げたようにそれぞれの地域性を配慮するというのを一つの考え方として、そして異論があるようでございますが、合併という意味合いの中で一体感を持つということからすれば、あるいはまた選挙制度からいたしましても公平性ということについてはやはりできるだけ配慮していかなきゃならないと、こういう二つの方向で言いますと、38の上限ぎりぎりをとって、ブロック制という選挙区の方法が一番よろしいのではないかと、こういうことでありまして、それが大潟町さんが文書でお示しをいただいた形のものになるかどうかというのは実際の検討の結果によって決まることでございますので、そこまで私の今の現在の話の中で確定的な断言的な話はできませんが、いわばイメージ的にはそういうイメージとしてとらえられるのかなとは思いますが。具体的なところのいわばブロックのつまり区割りをどうするか、そして各ブロック、各選挙区ごとの定数をどうおくかという部分については、実際の合意をいただいた暁には合併後の48人の議員構成の議会で決定をすることでございますので、その辺の事前といいますか、協議が行えるかどうかということはまた今後の推移の中の話だと思っておりますけれども、いずれにしても実際には特例後の48人の構成の議会で条例改正をするということになりますので、今の段階で先ほど申し上げたような大きくりの内容については上越市の中で一定の合意を得たという、合意を見たという、そういうことございまして、これ以上の具体的な話は私の方ではちょっとできかねますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○宮腰英武委員長 八木委員さん、何かこれにつきまして。よろしいですか。この前大潟町さんからご提案いただきました大潟町案でございますが、ブロック制で公平で均衡のある選挙ということで六つの例を挙げておられますが、これらを含めて何か今石平委員の方からご説明いただきましたが、とにかく48人で新議会をつくって、その中で条例改正で、とにかく公平性、一体感を持った一つの選挙区割りをするというようなお考えでございますけど、その辺につきまして何か。

どうぞ、八木委員さん、お願いします。

○八木一郎委員 今出された案、どういう区割りをしようが、38は38の中の区割りなんです。私らが主張しているのは、最低限1人という選挙区は7年3カ月はそういう形でいこうじゃないか、人間はもちろんかわりますが、そういう形でやっぱり保障してくれと。それでなかったら、地域の住民の意見を代弁する議員が1人もいなくなりますと。確かに地域審議会という審議会か、協議会はどっちかできます。しかし、あれを読んでいますと、いずれにしても附属機関です。持っている権限はそうないです、議員ほど。議員はちゃんと法律でその権限を付与されるわけですから、完全にやっぱり地域の代弁というのは義務行為にもなるし、住民もそういう形で付託をしていくという法律関係の中での保障があるわけです。そうして考えてくると、1人もなくなるような可能性を持った私は選挙区割りというものについては承知はできないということなんです。しかも、住民の意見を正しく代弁していくことがそもそもやっぱり我々は民主主義の根幹をなす原則なんだということから考えますと、38をどう地区を変更してみても38は38ということになります。さっき東頸城の会長が言っておられる、それは選挙の形態を見て、我々も経験をしておりますが、やっぱり人口の少ないほど非常に困難性が伴っていくということはこれも一般論です。そうしたときに、今も言うようにとにかく地域に1人はやっぱり保障していくべきだと。それもそんなに簡単に合併して、すぐ手のひらを返すような地域の安定性というのは保障できないんじゃないかということが一つあります。そういう点から、今言うよ

うに我々は7年3カ月をぜひやっぱり主張をしていきたいということなんです。

以上です。

- 宮腰英武委員長 ブロック制につきまして、そうなった場合に小規模な町村では議員が1人も出ない場合があるという危惧があると。したがって、地域の声が議会に届かない場合があるというような懸念は指摘されているわけでございます。この前たくさんの資料をいただいておりますが、これによりましてA案、B案、C案といろいろ案が指摘され、前にお示しいただいたのもあります。38名の場合、例えて言いますと、上越市の場合は22名、あと安塚、浦川原、大島、これ人口割でいくと1名ずつ、柿崎、大湊、頸城が2名、あと吉川、中郷、板倉、清里、三和、名立1名で計38名、こういうA案というのがあります。B案では、上越市を20名にして、あと18名を割り振るという案もございます。C案では、全部上越市21名で、あと1名ずつという、その案も前に示されたことありますが、そんなことも勘案しまして、いろいろとお互いにやっぱり自分の町村から議員が出ないことは非常に不安であると、住民はそういうふうにいるというふうな意見でございます。そのためには、それじゃ今上越市でご提案いただきましたこと、あるいは大湊町さんでご提案いただきましたブロック制、あるいは町村割、それがいいのかどうか、その辺いろいろご議論があると思いますが、何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、服部委員さん、お願いします。

- 服部誠治郎委員 三和の服部でございます。今ほど石平議長さんの方から新しい提案があったわけでございますけれども、このことにつきましては持ち帰りまして、またそれぞれの町村におきましてご意見をお聞きいたして、また次の会に臨みたいと、こんなふうに思っております。

私の関係でございますけれども、3回目の小委員会を踏まえまして村の合併特別委員会、それから合併推進委員会にご報告を申し上げまして、いろいろ意見をいただきたいと、こういうことでお願いしたわけでございますけれども、最初私が申し上げたように今ほどほかの市町村でお話があったわけでございますが、特例法で認めております7年3カ月、これをひとつぜひお願いしてこいと、こういうことで確認をしてきております。

それから、先ほど委員長の方から経費の関係のお話あったわけでございますけれども、先ほど頸城の議長さんのお話の中にもございましたが、町村部で議員が190名余りおるわけでございますが、合併いたしますと18人になっちゃうわけでございます。そんなことで非常に経費的にはかなり減るわけでございますし、仮に48が38に3年3カ月で変わったとしても、その差が3億余り、3億3,000万というふうに言われておりますけれども、この3億、金の問題でないと思うんです。この大きな枠組みの中で、先ほど来いろいろお話がございまして、周辺の住民の皆さんが非常に心配をされておると。そんな関係から経費的には若干3億程度かかりますけれども、これは経費的にそんなにさほど問題になる金額ではないと考えております。したがって、各町村に特例法で定められているように7年3カ月を採用いたしまして、議員が1人以上いるような体制をするべきであると、こんなふうに私は考えております。

以上です。

- 宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それじゃ、奥田委員さん、お願いします。

- 奥田堅太郎委員 清里の奥田でございますけれども、いろいろ話聞いておりますと、先ほど委員長さんの方からも話ありましたけれども、前回にいろいろ問題あったわけですけど、持ち帰って大いに議論してきてくださいというようなこと言われた。もちろん議論しています。我々だって特別委員会等に諮って議論しております。しかしながら、何回諮っても今までどおりと。いわゆる7年3カ月、そのままいかんきゃならないということで、我々も代表で来ていますんで、個人の意見ではございませんので、その辺のところご理解いただきたいと思いますし、また住民代表の皆さんから発言特にもらいたいということでございます。我々も住民代表の福保さんおられます。住民代表の方から一言しゃべっていただきますけど、よろしくをお願いします。

○福保巧成委員 清里の住民代表、福保でございます。今ほどうちの議長がおっしゃったように、私も合併推進委員会でも、それから議会の特別委員会でも、やはり特例で認めた7年3カ月をやりたいと、こう思っております。合併によって三役は失職、議員も失職ということで、特例法で定める1人だけでも出させてもらいたい。それが住民の願いでもあり、我々こうして出ている委員の務めでもありと思っております。どうかひとつお願いいたします。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、山崎委員さん、お願いします。

○山崎新一委員 中郷の山崎です。私もいろいろ持ち寄って検討させていただいている懸案の事項であります。ただ上越市の今回提案されたことにつきましてはまた持ち帰って報告しなきゃならんという立場でありますので、今現在の話をさせていただきますが、上越市と違った点がただ一つあるわけです。私も周辺の町村は、今の合併することによってこの12月で失職します、すべて。そしてさらに、それを救うための特例法があるわけです。その特例法というのは、いわゆる増員選挙を認めますと、1回、2回まで。それによって我々合併した周辺町村を支援しているわけですから。しかし、上越市は依然として今現在でいった場合には議員そのまま残ります。この違いが非常に大きいわけです。したがって、私も周辺の町村においては合併することによって議員が一たん失職します。全員失職して、さらに最低の1名を増員選挙で確保できると。こうなっただけでも、地域の住民はいかに不安を感じるかということに問題があると思うんです。それは住民の意思が、民意がいわゆる行政に反映できるのかどうか、また上越市の姿勢、方向等、住民にそれだけのいわゆる報告できるかどうかと、その唯一の報告者である、またいわゆる意見具申を求める立場にあるのが議員なんです。その最低の議員は1人しかいないという状況であるわけですが、それでもなおかつ努力すれば1名でもやむを得ないのかなと。したがって、この間いわゆる3年プラス、あと一般選挙の4年、その間に地域でじっくり自立する方向に、地域協議会とか、いろいろありますが、そういったところで自立精神を養っていきこうじゃないかという思いがあって、私もとすれば当然この件については議会でも特別委員会の中で強く主張されておりますので、ぜひ特例法を使っていただいて7年3カ月を主張してほしいという住民の願いもあるし、議会の願いもあります。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

小関さん、お願いします。

○小関信夫委員 私の認識が違っていたら申しわけないんですけども、事務局もいますし、答弁してほしいんですが、この特例法は増員選挙だけでしょう。そうですね。その中に今上越の方からブロック云々と提案されていましたが、そのことまで論議する権限があるかどうか。そしてまた、そういうことをもしするというを確認した場合、だれがそれを保障するんですか。そこら辺ちょっと事務局と委員長と整理してほしいんですけど、もし私の発言間違っていれば訂正しますけど。

○宮腰英武委員長 事務局さん、お願いします。

○高橋克尚事務局長 まず、権限があるかどうかということだけについて言えば、権限はございます。それは、ご承知のとおり新井頸南の方の合併協議会においても合併後の選挙区を設定するというところで記載文案ができたようでございますし、その観点からいけば大丈夫でございます。合併特例法上の特例としては増員選挙を行うということまで、それは間違いございません。

○宮腰英武委員長 よろしゅうございますか。

○小関信夫委員 とりあえずそれを委員長さんが整理をやっていただいた方がよろしいんじゃないかということをおっしゃったわけです。

○宮腰英武委員長 新井市の場合は29名の定数特例でいって、それから一般選挙の場合は26名にし、選挙区を設けると、こういうので合意しているようでございます。だから今お話しいただいたのはその件だと思うんですが、その辺を含めて何か。

どうぞ。

○小関信夫委員　そういうふうに言われるのであれば、2回やって、その後ブロック制を検討してはどうです。だって、そういう意見が圧倒的でしょう。2回特例措置をやって、その後ブロック制をやるべきだと。そこまで言うのであれば、私はそういうふうに言いたいです。上越は1回と言うけど、2回やってからというのが皆さんの意見、そうじゃないですか。それも一つの案です。じゃ、そこまで発言してもいいというのであれば、私はあえてそういうことを言いたいということです。

○宮腰英武委員長　わかりました。そういうご意見もそのとおりでございます。

　　じゃ、ほかにご意見ございますか。

　　どうぞ。

○小出俊雄委員　大島村の小出と申します。皆さんご存じのように、この中で一番小さい村でございます。きょうの日報さんの新聞に有権者数がたしか載っていただろうと思いますけれども、私らの村は2,000人でございます。この14市町村が仮に合併したならば16万8,000人であろうと思います。その中で、38名で割りますと約4,000ちょっと、平均です。単純に割りますと。我々の村は2,000しかありませんので、到底不可能だと思います。そこで、我々議会、あるいは住民の合併特別委員会ではどうしても7年、2回お願いしたい。そうしないと、たとえブロック制になっても、我々は不可能だろうという判断をしております。それは選挙ですから、やってみなけりゃわかりませんが、まず不可能なことは間違いないと思っております。そういうことで、我々の村ではそういう考え方であるわけですし、ただ、今この合併をやらなければならないということは事実だろうと思います。そこで、先ほど上越市からの提案、これは当然村へ帰って検討させていただきたい。どうなるかわかりませんが、検討したい、このように思っております。

　　以上です。

○宮腰英武委員長　ありがとうございました。

　　どうぞ、日下部委員さん、お願いします。

○日下部進委員　安塚町でございます。この前も私申し上げましたけども、やはり合併となると末端町村、弱小町村、一番不安が多いわけですが、そもそも合併特例法というのは編入をされる側のために特例ができていんだらうと、このように私受けとめているところであります。したがって、お金のこともありますが、やっぱり金にかえがたい住民の不安を優先させることが大事だろうと、このように考えております。したがって、当初のとおり7年3カ月を主張するものであります。上越の市議会の方から、あるいは上越市としての意見だそうではありますが、案が出ましたので、持ち帰って相談はさせていただきます。

　　以上です。

○宮腰英武委員長　ありがとうございました。

○西田行男副委員長　私の立場で余りごたごた言うことないと思うんですが、いわゆる7年3カ月保障ができればいいんですけども、そこへ行ってつかえた場合にだれが保障するのかとか、あるいは今特例を早めて、何が不利益になるのかというようなことを私たちの立場ではどうしても考える癖がついているんですけども、いずれにしても町民の皆さんが自力でもって生きてもらわなければいけないという今の日本の国情を考えてみますと、もう少し掘り下げて地域へお帰りになって、いろいろの角度から目線を合わせていただければ結論がいただければ本当にありがたいわけでございます。右いけとか、左いけとかということはございません。きょうお集まりの皆さんも、私たちもそうなんですけども、誤った判断をして、最後にみんなを困らせるような結果になってしまうわけじゃないかというふうに考えております。決して合併は、このまんまならどうしようもなくなるし、合併しても悪くなることは事実でございます。方々の合併した町村、私たちも行ってまいっておりますけれども、地域住民の皆さんがそれほど不安を覚えるほどこの先が不透明だということを私ども感じております。お持ち帰りになって、またご協議いただく場合にも、きょう出たことだけでなく、いろいろの地域の実例、情報、そして人間の気持ちを前向きに運んでいくようなご指導をいただきながら、よりよい結論をお出しいただければ、私どもとしても本当にありがたいというふうに感じております。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。大体議論が尽くされたと思います。いろいろとお考えもございましょうが、先ほど上越市からの特例措置の期間と関連した意見が出されたわけでございます。これらの意見につきまして、また先般出されました大潟町さんのブロック制という案もございまして、それらをひっくるめまして、ひとつ各市町村へ再度持ち帰っていただいて十分協議した上で、次回にいろいろと話し合われた意見をもとに審議を行うと、こんなふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 それでは、今委員長提案しましたように各市町村へ持ち帰っていただいて、上越市の提案をもとにして、また各市町村でご審議いただきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○

## 2 その他

○宮腰英武委員長 最後に、その他でございますが、事務局の方、お願いしたいと思っております。何かございますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、次回の小委員会についてのご案内をいたしたいと思っております。先ほど全体の協議会の方でも説明申し上げましたが、今回は3月30日、火曜日でございます。場所は上越市の厚生南会館で、協議会終了後開催の予定ということで、皆様方のご予定をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宮腰英武委員長 それでは、以上をもちまして第4回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会を終了いたします。大変どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後3時30分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 板倉町合併推進委員会会長

大潟町議会議員

頸城村議会議長